

令和3年度「大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業」
公募要領

1. 事業名

大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業

2. 目的・背景

Society 5.0の到来や新型コロナウイルス感染症の世界的拡大など、変化が激しく不確実性の高まる時代においては、企業も個人も変化に柔軟に対応し、新たに必要となる知識やスキルを身に付け、不断に能力を向上させることが求められている。

特に、個人においては、自由に個性を発揮しながら付加価値の高い仕事を行うことが必要とされており、このような付加価値を生み出すには、機械やAIでは代替できない、創造性・感性・デザイン性・企画力など、社会人が新たな価値を創造する力を育成することが必要とされている。

また、世界的にも、新たな価値を創造できる人材は求められており、我が国の企業もその必要性は認識しつつも、国内においてはまだそのような人材育成については手探りの状況といえる。

こうした中、「成長戦略実行計画2020」、「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太の方針）」（令和2年7月17日閣議決定）等において、創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムを開発し、実践する大学等の拠点の構築が求められている。

これらを踏まえ、社会人の創造性を育成するため、大学等において創造的な発想をビジネス等につなぐ教育プログラムの開発や拠点の形成を行い、我が国の国際競争力の向上や生産性の向上に資する「組織」と「人」の変革を進めるために本事業を実施する。

3. 委託事業の内容

大学等と企業等が連携・協働し、創造性豊かな人材を育成するためのコンソーシアムの形成及び大学等において、創造的な思考法等により、個人の内面・ビジョンや社会のニーズをイノベーティブなビジネス等につなぐ教育プログラムを開発することを目的とした事業である。

(1) 【大学等と企業等が連携・協働したコンソーシアム（運営委員会）の形成】

本プログラムは、大学等において、創造的な思考法等により、個人の内面・ビジョンや社会のニーズをイノベーティブなビジネス等につなぐ教育プログラムの開発や拠点を形成することを目的としている。そのため、受託者は他の大学等、産業界等との連携体制を構築し、代表校（受託者）を中心として、大学等、産業界、高度な専門性を有する有識者等との連携した事業の運営体制・マネジメント体制を構築するためのコンソーシアム（運営委員会）を形成することとする。

コンソーシアム（運営委員会）においてはプログラムの開発・実施、成果の評価等を行う。

・大学等との連携事例：分野を横断しての講座の相互受講、教員の派遣、プログ

ラムの共同開発等

- ・ 産業界との連携の例：プログラム内で行う課題解決型学習（PBL）への参画、受講者の紹介、プロジェクトをサポートする社会人メンターの派遣促進、受講者や修了生を積極的に実習等で受け入れる企業の協力体制の確保、プログラムの開発に際しての意見交換等

（２）【価値創造人材育成プログラム（以下「プログラム」という。）の開発】

プログラムの内容及び教育内容

プログラムの内容が、機械やAIでは代替できない、創造性・感性・デザイン性・企画力などの能力を高められる体系的で高度な教育プログラムが具体的に構想・計画されていること。

また、教育内容が大学（短期大学を除く。）においては博士前期課程レベル相当以上、短期大学及び高等専門学校、専修学校においても大学等と連携し、同水準のプログラムを提供することや、履修証明プログラムや学位プログラムとしての提供、併せて、将来的に一つの学位プログラムとして提供することも想定すること。

特に、以下の事項について、具体的に構想・計画され関連性が明確であること。

- （Ａ）教育プログラムの名称、目的
- （Ｂ）教育プログラムの受講を通じ育成する人材像
- （Ｃ）履修（受講）資格
- （Ｄ）身に付けることができる知識・技術・技能・能力等
- （Ｅ）産業界等社会のニーズに合った教育内容
- （Ｆ）教育内容（授業科目等）・教育方法

- ・ 創造的な思考法等により、個人の内面・ビジョンや社会のニーズをイノベータティブなビジネス等につなぐ教育プログラムを開発すること。

（例）

- ・ 個人の内面にある問題意識を基に、他者との批判的対話や試行錯誤を経て解決策を構想し新たな価値を生み出す思考プロセス（アート思考等）の育成。
- ・ 問題点の発見やその表現手法を学習するデザイン思考等の教育。
- ・ アート思考、デザイン思考等に限らず、現在及び将来予測される社会情勢や政治学、歴史・文学・哲学といった人文科学等、有効な分野横断型の学習を通じての思考の深化。
- ・ 学内及び学校間連携で考案した課題や企業等から提供を受けた実課題を活用し、受講者の視野を所属企業から社会全体に広げることが可能なPBLの実施。・イノベータティブなアイデアが生まれる思考法の活用、最新のIT機器の授業における活用等の推進。
- ・ 国内外の学会等アカデミックな場や、産業界に対する企画提案等アウ

トブットの機会の提供。

- ・個人で思考を深める場とグループ活動で多様なバックグラウンドを持つ他者との議論を通じ思考を深める場の両立。
- ・海外との交流を通じて、受講者の国際性の涵養。
- ・受講者の学修成果や課題を可視化できる仕組みの構築。

(G) 指導体制(担当教員、ファシリテーター、メンター等)

- ・様々な現場での経験を積んだ実務家教員や、分野についてもアーティスト、デザイナー、インキュベーター、建築家等、多様性を持たせること。

(H) 学習時間

(I) 修了要件

(J) プログラムの年間スケジュール

(K) プログラム実施に当たっての企業との連携内容・方法

(L) 受講者定員(20~30名程度の少人数プログラム)

(M) 国内・海外のアート・デザイン系大学等との連携による教育手法の活用
社会人の学びやすい工夫

多様なバックグラウンドを持つ社会人が働きながら学べるように、平日夜間・土日開講や集中開講、eラーニングなどのIT利活用等、社会人が学びやすい環境を整備すること。

普及策の検討及び価値創造人材育成分野への貢献

開発した教育プログラムやそのノウハウを他の教育機関へどのように普及を図るのかや、大学等を活用した学び直しへの理解の普及をどのように図るのかなどの普及策や、我が国における同分野全体の社会人学び直し機能の強化への貢献について、具体的な内容が構想・計画されていること。

また、プログラム開発においても、途中経過等活動の軌跡を把握し、事業の発信に努めること。

意欲的かつ実現可能性の高い目標設定

産業界等からのニーズを把握分析して、教育効果に関する指標や受講者及び関係企業の満足度(受講の結果、個人及び企業に良い影響をもたらしたか)など、定量的な複数の明確な指標をもちいて、関係企業や有識者等とも相談の上、事業実施期間中に意欲的かつ実現可能性が高い達成目標(アウトプットとアウトカム)を設定すること。(必要に応じて、定性的な指標の使用も可とする。)

成果の評価・検証、成果報告書の作成

コンソーシアムにおいて、事業の成果(例:受講者数、プログラム内容、修了率、就職・就業率、で設定した指標・達成目標の検証等)に関する成果検証を行い他大学等の参考となるような成果報告書(成果物)にまとめること。

委託期間終了後の継続的な事業実施

形成したネットワークや開発した教育プログラムについて、委託期間終了後も発展的かつ継続的な活動を行う構想・計画となっていること。そのために、例えば、以下の点について具体的な内容が構想・計画されていること。

- ・委託期間終了後の受講料の在り方

- ・企業の研修プログラムとの連携
- ・開発する教育プログラムについて、授業時間数に応じて事業期間中に文部科学省の職業実践力育成プログラム（BP）又はキャリア形成促進プログラムとしての認定を目指すこと
- ・厚生労働省の教育訓練給付金などの活用
受講者の確保

本事業において、1プログラムあたりの受講者は20代から30代の前半の社会人を中心に20～30名程度と想定しており、採択校においては、積極的な広報・周知を行うことに加え、コンソーシアムを活用する等産業界と連携し、受講者の確保を行うこと。なお、プログラム受講者の選抜においては、社会人が受験しやすいように配慮をすること。

修了生の進路状況の把握

プログラムの修了生の進路状況（転職・起業等）を中長期的に把握し、文部科学省に報告すること。

4．選定件数

選定件数は、2件を予定しているが、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行う場合がある。

採択件数は文部科学省総合教育政策局に設置する「大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業選考審査委員会」（以下「審査委員会」と言う。）が決定する。

5．委託期間

- ・最大5年間（国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではない）。
- ・申請書に基づき取組が展開されているか、状況調査を行うことがある。
- ・（2）でも記述したが、選定された大学等は、委託期間中に事業実施体制を整備し、委託期間終了後は継続的に取組を実施できる計画を策定いただきたい。

6．委託費基準額：47、854千円／1件（初年度・年間）

委託事業選定のための審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはない。

実施する業務計画の規模や費用対効果等を勘案して、必要な金額を計上いただきたい。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査対象であることから、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになる。

総委託費が委託費基準額を超える場合、委託費基準額との差額は自己負担となる。

次年度以降の委託費基準額は、予算の範囲内で決定する。

7．申請資格・要件等

- （1）申請者等

対象機関

日本国内の国公立大学（短期大学、専門職大学を含む。）、高等専門学校、専修学校を対象とする。

事業者・申請者

事業者は事業責任大学（高等専門学校・専修学校の場合は設置者。）、申請者は学長等とし、プログラムへの申請は、文部科学大臣宛てに行うこととする。なお、本事業は複数の大学等が連携することも想定されるが、申請は原則事業責任大学等が代表して行うこととする（共同申請を認める。）。

（共同申請する場合の幹事校・協働校の考え方）

2以上の大学等が連携して申請する場合は、幹事校を1校定め、それ以外の大学等を協働校として申請することとする。

なお、共同申請する場合の事業責任校は幹事校とし、幹事校と協働校は再委託契約を結ぶこととする。

申請単位

申請は、大学等（大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校を含む。）を単位とする。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程、専攻科、別科）で申請することはできない。

事業責任者

プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任していただきたい。なお、事業責任者は大学等に所属する常勤の役員又は教員とする。

（2）申請可能件数

一つの大学等が申請できる件数は1件とする。

（3）申請資格

以下のいずれかに該当する大学等は、プログラムに申請できない。事業責任大学等のみならず、共同申請校も対象となる。

）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者が設置する大学等。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

）文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者が設置する大学等。

（4）申請書の作成

本プログラムにおける大学等の取組、本プログラムに関する分かりやすい達成目標、養成する人材像に基づくアウトプット及びアウトカムに関する達成目標を具体的に記載して申請していただきたい。その際、当該委託費による取組だけでなく、独自で実施する取組や委託期間終了後の取組等も含め、総合的かつ長期的な業務計画を策定していただきたい。

8．選定方法等

(1) 審査手順

委託事業の選定のための審査は、審査委員会において行う。

審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」と、「面接審査」の二段階で行う。審査委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となったプログラムを文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定プログラムを決定する。具体的な審査方法等については、『令和3年度「大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業」審査要項』を参照していただきたい。

なお、本年度の審査に係る書面審査は6月下旬、面接審査は7月上旬頃に行う予定である。面接対象となった大学等には、審査委員会よりその旨を連絡する。事業責任者等においては、申請書等の内容について責任を持って対応できるようにしていただきたい。また、選定結果の通知は7月中旬に行う予定である。

(2) 審査委員会による意見

プログラムの選定に当たっては、審査委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めること、又は参考意見を付すことがある。

9．事業の実施

(1) 実施体制

申請した事業は教育改革の一環として、学長等のリーダーシップの下に実施するものとする。そのため、学内のガバナンス体制を確立するとともに、学長等は事業全体に責任を持つとともに、事業を実施するに当たり、全学的な普及や成果の活用に努めるものとする。

(2) 評価等

委託事業については、令和4年度より設置予定の「大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業評価委員会」（以下「プログラム評価委員会」と言う。）による毎年度（中間評価実施年度は除く。）のフォローアップ活動と中間評価、最終年度評価を実施する予定である。

フォローアップ活動及び中間評価の結果は、その翌年度の委託費の配分に勘案されることがある。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求めることがある。

フォローアップ活動及び中間評価においては、プログラム評価委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがある。8．(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価、最終年度評価の対象となる。

(3) 成果の発信・普及

委託事業による成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点か

ら、委託事業の中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待する。

10. 参加表明書の提出

(1) 提出方法

企画競争に参加を希望する者は、E-mail により参加表明書を提出すること。(様式は任意で提出先は11.(3)と同じ。なお、参加表明書には「大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業」を明記すること。)送信メールの件名は「(参加表明書)学校名：大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業」とすること。

(2) 提出期限

令和3年5月7日(金)17時

11. 業務計画書の提出等

(1) 提出書類

- ・「業務計画書」(様式1および別紙1～3)の提出が必要。
用紙サイズはA4版とすること。
様式の作成に当たっては、正確を期すため、パソコン等の判読しやすいもので作成すること。
日本語及び日本国通貨で記入すること。
- ・誓約書(公募要領様式1)
本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- ・審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進」に関する評価における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出すること。
- ・その他必要な資料

(2) 提出方法

提出方法は、E-mail の送信又は郵送(原本及び写し1部)すること。

E-mail の場合

- ・下記(3)のE-mail アドレス宛てに送信する。その際、メールを送信したことを電話連絡すること。
- ・送信メールの件名は「(業務計画書)団体名：大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業」とすること。
- ・電子データは「更新可能なファイル形式」及び「作成した電子データをPDF形式へ変換(A4判、スキャナー不可)し、1つのPDFデータにしたもの」

の双方を提出すること。

- ・添付ファイル名には、団体名を付記すること。
- ・提出は、1通にまとめて送信すること。ただし、ファイルを含めメールの容量が5MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、文部科学省は一切の責任を負わない。

郵送の場合

- ・提案書類は、紙媒体及び更新可能なファイル形式を保存した電子記録媒体（CD-R等）で提出すること。
- ・郵送により提案書類を受領した際には、受領通知をE-mailで送信するため、提出書類に担当者の連絡先を記載すること。
- ・提出時の封筒には「大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業」と朱書きのこと。
- ・原本及び写しは、他の様式とともにそれぞれ1組ずつ脱着可能なクリップ等により、左上留めすること。
- ・業務計画書は両面印刷とする。
- ・郵送中の事故等については、文部科学省は一切責任を負わないものとする。

(3) 提出先及び公募に関する問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

TEL: 03-5253-4111 (内線3253)

FAX: 03-6734-3620

E-mail: syokugyou@mext.go.jp

(4) 提出期限

令和3年6月18日(金)17時必着

提出期限以降の業務計画書等の提出、差し替え及び訂正は一切認めない。
ただし、審査委員会において条件付き採択となった場合はこの限りではない。

E-mailでデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。

(5) その他

業務計画書等の作成・送付費用は、審査結果にかかわらず提出者の負担とする。また、提出された業務計画書等については返却しない。

1 2.その他

- (1) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (2) 業務に係る事項については、委託要項、委託要領等によるものとする。
- (3) 業務実施に当たっては、契約書等を遵守すること。
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく認定など業務計画書に記載して事項について、認定の取消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合は速やかに発注者に届け出ること。

1 3 . 問合せ先等

(1) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課職業教育推進係

「大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業」担当

電話番号：03-6734-3253（内線 3253、3466）

(2) スケジュール

公募開始 4月12日（月）

公募説明会 4月20日（火）

参加表明書の提出締切 5月7日（金）17時

公募締切 6月18日（金）

書面審査 6月下旬

面接審査 7月上旬

選定結果通知 7月中旬

契約締結 7月下旬

（事業開始）

令和3年度
大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業
審査要項

令和3年度「大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業」における審査は、この審査要項により行うものとする。

審査方法等

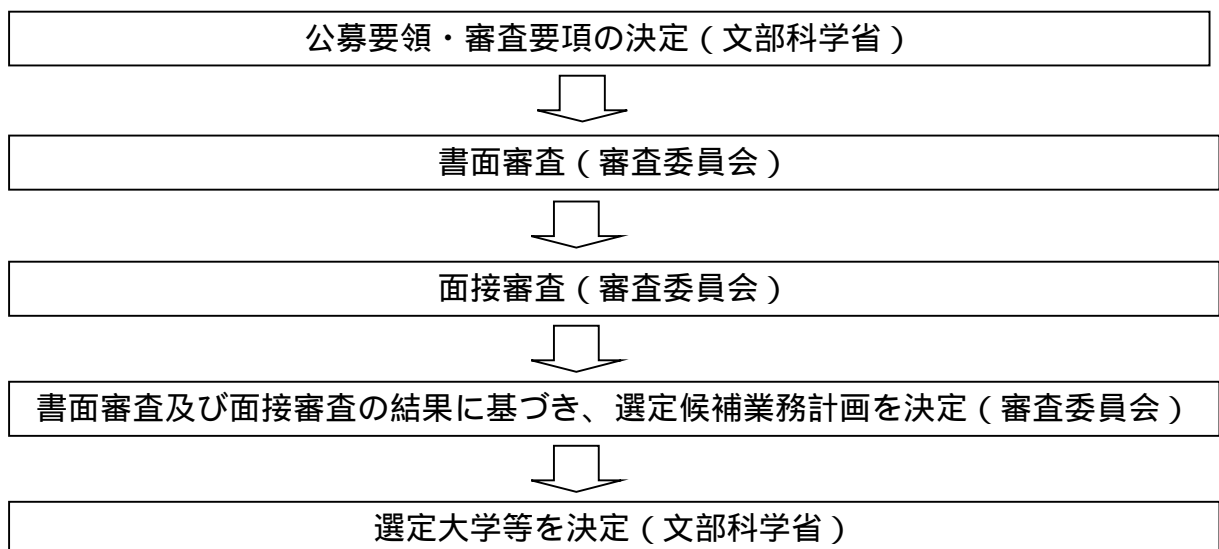
1. 審査体制

審査に当たっては、外部有識者・専門家を審査委員とする「大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業選考審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2. 審査方法

- (1) 審査委員会による書面審査を実施する。
- (2) 書面審査の結果を基に面接審査対象の業務計画を決定する（件数は選定予定件数の2～3倍程度を予定しているが、申請状況や書面審査結果等により変動する可能性がある。）。
- (3) 審査委員会は、業務計画の目標の妥当性や実現可能性等を確認することを目的として、面接審査を実施する。
- (4) 審査委員会は、書面審査及び面接審査の結果等を基に審議を尽くしたうえで総合評価を行い、選定候補業務計画を決定する。
- (5) 文部科学省は、審査委員会の決定を十分尊重し、選定大学等を決定する。

<参考：審査の流れ>



審査に係る評価項目

企画提案された事業の採否に当たっては、別添「評価項目」の「評価の観点」欄のそれぞれの項目に対して、「配分点」欄に記載の点数を上限として採点し、各審査委員の合計点の平均点を業務計画の得点とする。

また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価に係る評価基準として、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分による評価を行う。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）= 2点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）= 3点
- ・認定段階3 = 5点
- ・プラチナえるぼし認定企業 = 8点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））= 0.8点

次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）= 2点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）= 2.3点
- ・プラチナくるみん認定 = 3点

青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定 = 3点

上記に該当する認定等を有しない = 0点

さらに、評価を実施した審査委員が付した意見、並びに採択分野のバランスを踏まえた相対的な観点からの評価を総合的に判断し、採択案件を決定するものとする。

ただし、各審査委員の評価点の平均点が、84点に満たないものは採択しない。または各評価項目（評価項目13を除く。）の評価点の平均点が一つでも「やや不適當である」の配分点を下回った者は採択しない。

別添「評価項目」

大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業

評価の観点		配分点	
評価項目	【事業の概要、概念図】		
	1	事業の目的に沿った、取組内容が明確に記載されているか。	5点
	2	事業規模、地域、分野、社会の実情等を踏まえた意欲的かつ実現可能性の高い数値目標が設定されているか。数値目標の妥当性について、根拠が示されているか。	5点
	【実施体制】		
	3	大学等教育機関や産業界とのコンソーシアム（運営委員会）の構築及び発展的かつ継続的な活動が計画されているか。 （主な審査の観点例） ・プログラムの開発・実施に当たっての学内の整備、学内の体制、連携機関の役割、受講者の確保、協力事項が具体的に記載されているか。また、その内容が、プログラムの開発・実施に適したものとなっているか。 ・コンソーシアムにおける評価体制を構築し、事業全体の成果検証に関し、客観的データに基づいた分析・把握を行い、業務計画の改善や見直しを行うPDCAサイクルが構築されているか。	20点
【取組計画】			
4	取組の年度別（5年間）計画及びプログラムの継続・発展に向けての計画は、妥当かつ具体的なものになっているか。 （主な審査の観点例） ・学内体制や学外との連携体制、FD・SD実施の面等から、委託期間終了後も、継続的かつ発展的に取組の実施が十分見込めるものであるか。	15点	
【開発するプログラムについて】			
5	<教育内容に関して> （主な審査の観点例） ・学習時間、修了要件、受講者の定員等が設定されているか。 ・育成する人材像が明確に設定されたうえで、プログラム内容と育成する人材像、取得できる知識・技術・技能・能力等との関連性が明確であるか。 ・産業界等社会のニーズを踏まえたものになっているか。 ・創造的な思考法等により、個人の内面・ビジョンや社会のニーズをイノベティブなビジネス等につなぐ教育プログラムになっているか。（以下のような内容を含む） （例） ・個人の内面にある問題意識を基に、他者との批判的対話や試行錯誤を経て解決策を構想し新たな価値を生み出す思考プロセス（アート思考等）の育成ができるものになっているか。また、思考プロセスの育成に当たっては、これまでの活動実績等も踏まえて検討が出来ているか。	30点	

	<ul style="list-style-type: none"> ・問題点の発見やその表現手法を学習する思考プロセス(デザイン思考等)の育成ができるものになっているか。また、思考プロセスの育成に当たっては、これまでの活動実績等も踏まえて検討出来ているか。 ・アート思考、デザイン思考等に限らず、現在及び将来予測される社会情勢や政治学、歴史・文学・哲学といった人文科学等有効な分野横断型の学習を通じての思考の深化ができるものになっているか。 ・海外大学、海外の学生等との連携を通じて、受講生の国際性の涵養が出来るようなものになっているか。 	
6	<p><教育手法に関して> (主な審査の観点例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内及び学校間連携で考案した課題や企業等から提供を受けた実課題を活用し、受講生の視野を所属企業から社会全体に広げることが可能な PBL の実施ができるものになっているか。 ・イノベティブなアイデアが生まれる思考法の活用、最新の IT 機器の授業における活用を推進できるものになっているか。 ・個人で思考を深める場と、グループ活動で多様なバックグラウンドを持つ他者との議論を通じ思考を深める場の両立ができるものになっているか。 ・受講生の学修成果や学修を経た上での課題を可視化できるような仕組みが構築できているか。 ・受講生に対し、国内外の学会等アカデミックな場や、産業界に対する企画提案等アウトプットの機会の提供ができるものになっているか。 	25点
7	<p><指導体制に関して> プログラムの指導体制が、様々な現場での経験を積んだ実務家教員や、分野についてもアーティスト、デザイナー、インキュベーター、建築家等多様な分野から指導ができる体制になっているか。また、担当教員に限らず、ファシリテーターやメンターについても、学内及び民間企業を含む外部から確保できるような体制になっているか。</p>	12点
8	<p><国内外のアート・デザイン系大学との連携> 国内・海外のアート・デザイン系大学(学内の学部・学科・コース・専攻等を含む。)との連携によりプログラムを実施できるようになっているか。</p>	5点
【事業成果の先進性と普及】		
9	事業成果は当該大学等のみならず、他の教育機関においても先進性を有するものであるか。	5点
10	国費を投入するに値する先駆的なモデルとなり、取組を波及させる手法及び計画が見込まれるものであるか。	5点
【本事業で開設するプログラム】		
11	プログラムの開発にあたり、プログラムの内容以外の観点からも受講者ニーズや社会のニーズを踏まえたものになっているか。(受講生募集方法、履修(受講)資格、授業時間数、修了要件、受講生が受講しやすい工夫(開講時間、オンラインの活用、休日開講等)	10点
【所要経費】		

12	経費の内容は明確かつ妥当であり、事業実施上必要不可欠なものとなっているか。過大な経費が計上されていないか。	5点
【ワーク・ライフ・バランスの推進に関する評価項目】		
13	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）= 2点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）= 3点 ・認定段階3 = 5点 ・プラチナえるぼし認定企業 = 8点 <p>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））= 0.8点</p> <p>次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）= 2点 ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）= 2.3点 ・プラチナくるみん認定 = 3点 <p>青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定 = 3点 <p>上記に該当する認定等を有しない = 0点</p>	8点

3. 審査基準

(1) 書面審査

書面審査は、上記評価項目ごとに以下の表の区分により判断することとする。

<表：配分点の考え方>

満点	大変優れている	優れている	やや優れている	やや不適當である	不適當である
5点	a(5)	b(4)	c(3)	d(2)	e(0)
8点	a(8)	b(6)	c(4)	d(2)	e(0)
10点	a(10)	b(8)	c(6)	d(4)	e(0)
12点	a(12)	b(9)	c(6)	d(3)	e(0)
15点	a(15)	b(12)	c(9)	d(6)	e(0)

20点	a(20)	b(16)	c(12)	d(8)	e(0)
25点	a(25)	b(20)	c(15)	d(10)	e(0)
30点	a(30)	b(24)	c(18)	d(12)	e(0)

評価項目ごとの評価の取扱いは、表のとおり、それぞれの重要性に鑑み、項目ごとに係数をかけて評価に重みづけをすることとする。

書面審査の所見は、審査委員会における審査の際に極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄に記入することとする。

特に、「c」以外の評価をする場合には、どの点が優れているのか、また、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入することとする。

(2) 面接審査

面接審査は、書面審査の結果も参考にした上で、業務計画全体について、表2の区分により判断することとする。

<表2>

区分	評価
	選定すべきである
x	選定すべきでない

なお、面接審査の詳細（日時や方法等）については、対象校に別途連絡する。

4. その他

(1) 追加資料の要求

審査委員は、必要に応じて審査期間中に企画提案書のほかに、企画提案内容の詳細に関する追加資料の提出を求めることができる。

(2) 利害関係者の排除

審査委員は、本人が審査対象事業の利害関係者とみなされる申請に係る審査には参加できない。その他、審査委員が中立・公正に審査することが困難であると判断された場合にも、同様とする。

<利害関係者とみなされる場合の例>

- ・審査委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学に関する申請
- ・申請書等において何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載がある申請
- ・その他審査委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

審査委員は上記に留意し、利益相反の事実又はその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価（面接審査を含む。）を行わないこととし、会議においても当該事業に関する個別審議については加わらないこととする。

その他利害関係者の範囲は「大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業」審査要領に定める。

(3) 開示・非開示

一、審議内容等の取扱いについて

審査委員会の会議及び会議資料は、原則として非公開とする。

選定された業務計画は、文部科学省 HP への掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

二、審査委員等氏名について

審査委員の氏名は、業務計画選定後、公表するものとする。

(4) 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

一、審査の過程で知り得た個人情報及び大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。

二、審査委員会において取得した情報（申請書等各種資料含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。

三、審査資料等は、業務計画の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。

四、審査委員は、競争参加者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず事務局にその旨を申し出ること。